## 東京都の労災隠しによって36年も経過した文京七中早川さん裁判の 公正で正義ある審理と判決を求める署名のお願い (2023.1.)

東京都の労災隠しにより36年もかかっている文京区立第七中早川由紀子さんの、労災(公災)認定裁判控訴審が結審しました。東京高裁に対してこの事件の重要さを訴える必要(裏面記事が未だに全く不徹底)と、公正で正義ある審理と判決を求め、署名を提出します。 ご多忙のところをたいへん恐縮ですが、よろしくお願い致します。

(署名用紙コピーで多くの署名をお願いします)

★団体·個人兼用です。団体署名の時は、<u>別紙で、個人署名も</u>よろしくお願いします。

第一次集約 発送 2月15日(水) (郵送は最悪8日かかる例、発生中)

**第二次** / 発送 2月20日(月)

**必着 2月28日**(火)(=2月末日)

<闘いの成果と課題> 東京都は長年運用してきた公務災害(民間では労災)の申請に「上司の印が必要」だとする「公務員支配のツール」を、それは違法だと最高裁でも断罪(早川さん勝利確定・裏面に記事)されて、しぶしぶ早川さんの申請を20年近く経てついに受理しました。

最高裁決定は、『上司の印とは、その事実を知った事の業務に関わる確認に過ぎず、あたかも上司が申請権限を持つかのようなハードルなどではない。上司の印がなくとも公務 災害基金(民間では労基署に相当)は申請を受理しなければならない』。

#### 実に明快な判示でした。

これにより全国の公務員は命と暮らし、権利に関わる重要な公務災害申請を、民間に遅れること 40 年目にして今や堂々とできるようになりました。そしてその運用変更の通達を国や都に出させました(裏面記事)。この歴史的到達点を多くの皆さまに拡散し、宣伝してもらいたい。

ところで、それでは都は反省したか? 都は真逆の、異常な、対応でした。上記の通り、 長い時間のうちに当然にも様々な記録が「法定保存年限」を過ぎて失われた(行政の不作 為)を奇貨として、今度は公務災害の「証拠がない」、「足りない」、「他の病気ではないか」 と言い立てて認定をはねつけました。現在はその認定をめぐる裁判の控訴審です。

このように行政が不作為手法で証拠隠滅をして居直る、こういう事態を日本の法律は 予定しなかった。これは、故意に失われた証拠の復元について法的にはどう受け止めるべ きかと言う、まったく新しい問題の発生です。

この帰趨は一人、早川さんの勝敗だけでなく、他の冤罪事件や長期係争事件でも介在し うるケースのため極めて重大です。 控訴審の個々の争点に対する対応とともに、この点の 帰趨に注目を!頂き、本控訴審勝利へのご署名ご協力、3.16傍聴をお願いする次第です。

判決、3月16日(木) 午後1時25分、東京高裁424号法廷

取扱団体;早川さんを支援する会、各種学校専修学校関係労組連絡協議会、文京七中分会 <送付先> 〒104-0052 東京都中央区月島4-21-6、月島ハイツ304室

**酒**080-8894-6338 メール: hayakawa\_yukiko@yahoo. co. jp

は「公務災害」と呼ぶ。

理由に、上司が証明印を 証明が困難であることを

印を押すことを拒否。こ たが、当時の校長が証明

防

公務員の労災は正式に

する際、申請書には上司 公務員が公務災害を申請

スもあり、認定を受けよ

務災害の認定手続きを放

置したのは不当として都

い当たる所属部局長の証

入りすることが問題とな うとする公務員が泣き寝

などを相手に提訴した。

東京高裁は昨年九月、

っていた。

災害に当たるかどうか、

背中までが痛くなる頸肩

(六色も過重勤務で肩から

明印がなくても労災申請 民間会社では事業者の証

ど、上司のずさんな管理

で公務災害の認定手続き

が可能な点を挙げ、公務

元教諭早川由紀子さん

公務員の任命権者が公務 るほか、知事や市長など 明印が必要と規定してい

4

ところが、公務災害の

二年に公務災害を申請し

腕障害を発症し、一

災害でも証明印は不要と

が遅れた実態を報告

# FAX 03 (3595) 6911 –Jレ tokuho@chunichi.co.jp EX-

の成果だ」と話している。 も「上司の証明印がなくても申請は可能」との判決を出しており、関係者は「裁判 の際、公務員の上司が被害の実態を把握できない場合も、手続きを進めるよう求め が、災害補償手続きの適正な実施を求める通知を全国の各支部に出した。労災申請 たものだ。 昨年九月には労災認定を求めていた東京都文京区の元教諭に、 東京高裁 公務員の「労災」認定をする「地方公務員災害補償基金」 (東京都千代田区) (秦淳哉)

れまで想定してなかっ

を徹底することにした」 いを求めてきたが、 た。以前から同じ取り扱

基金からの通知を受け

手続きを止める事態はこ

権者や所属長が公務災害 償基金の担当者は「任命 を確認するとした。

各支部が上司に状況

通知を出した理由につ

間も放置されていた点な 判について記事を掲載。 貴重品ロッカーに十六年 裁判の過程で、早川さん 年十一月に早川さんの裁 の認定請求書が校長室の 万円の支払いを命じた。 「こちら特報部」は昨

裁判の弁護団会議で「マニュアル 改正は収穫のひとつ」と話す早川 由紀子さん母―東京都港区で

の発生状況を把握できた 出するよう求めている。 い場合も、その趣旨を記 ついて、仮に上司が災害 する通知を出したのは、 金が、各支部に対し 務災害補償に関する事務 に、認定請求書を上司 た上で支部に書類を提 さらに、早川さんのよ 年十一月二十五日付。 取り扱いについて」と 地方公務員災害補償基 公務員の認定請求書に

ることを明確にした。

# 金」が通知

害補償基金東京都支部は している。地方公務員災 た各支部も対応に乗りだ

災害補償の手引」と呼

ばれる担当者向けのマニ

の手順を記載し、所属長 ュアルを改正。認定請求

に請求書の提出義務があ

役立つものになってほし が、実際に災害を受けた は「新たな通知やマニュ が問題。全ての公務員に 公務員がどう扱われるか アル改正はいい方向だ 高裁で係争中。早川さん 」被告双方が上告し、 早川さんの裁判は原告

ずこれを放置した場合

に提出したにもかかわら

## 公正で正義ある審理・判決を求める団体または個人署名

東京都の労災隠しにより36年もかかっている文京区立第七中学校早川由紀子さんの公務災害認定を求める本裁判です。東京高裁におかれましてはこの事件の重要さをふまえ、国民の方を向いた、公正で正義ある審理と判決を求めます。

現在も報道がつづく学校職場の劣悪な労働環境で早川さんは頸肩腕障害に罹病しました。 激しい痛みに苦しみながらも罹病職場の羽田中学校では、行政と管理職と同僚の援助と協力 で、通院と治療の補償をもらえて病状を持ちこたえていました。

ところが、文京区に転勤すると、凄まじいパワハラと療養妨害と罹病者排除の数々のいじめに苦しめられ、病状はどんどん悪化、ついには寝たきりにされたのです。

早川さんが命の危険を感じて、痛む体を押してようやく提出した公務災害申請書は6年間も受領拒否、ようやく受け取った時は校長室のロッカーに 18年も放置しました。

東京都は長年運用してきた公務災害申請に「上司の印が必要」だとする「公務員支配のツール」を、それは違法だと最高裁でも断罪されて、しぶしぶ早川さんの申請を20年近く経てついに受理しました。最高裁決定は、『上司の印とは、その事実を知った事の業務に関わる確認に過ぎず、あたかも上司が申請権限を持つかのようなハードルなどではない。上司の印がなくとも公務災害補償基金は申請を受理しなければならない』。実に明快な判示でした。

これにより全国の公務員は命と暮らし、権利に関わる重要な公務災害申請を、民間に遅れること40年目にして今や堂々とできるようになりました。そしてその運用変更の通達を国や都に出させた歴史的決定です。

ところで、それでは都は反省したか? 都は真逆の、異常な、対応でした。

上記の通り、長い時間のうちに当然にも様々な記録が「法定保存年限」を過ぎて失われた (行政の不作為)を奇貨として、今度は公務災害の「証拠がない」、「足りない」、「他の病気では ないか」と言い立てて認定をはねつけました。このように**行政が不作為手法で証拠隠滅をして 居直る**、こういう事態を日本の法律は予定しなかった。これは故意に失われた証拠の復元について法的にはどう受け止めるべきかと言う、まったく新しい問題の発生です。極めて重大です。

私たちは、本判決に非常に注目しています。東京高裁におかれましては、国民の方を向いた、 公正で正義ある審理と判決を強く求めます。 2023 年 月 日

団体の場合	団体名		(押印略)
	代表者名		(押印略)
	住 所		
個人の場合	氏 名		_(押印略)
◆団休•(		◆郵送に8日もかかったりしてますので、ご注意ください	

•第一次集約発送2月15日(水)•第二次集約発送2月20日(月)•必着 2月28日(火)=2月末日<取扱団体>早川さんを支援する会、各専労協、文京七中分会hayakawa yukiko@yahoo.co.jp

<送付先>〒104-0052 東京都中央区月島 4-21-6 月島ハイツ 304 号室 ☎080-8894-6338